

表 1

< 学校訪問等を通じて認知した事例 >

調査項目	指導・助言を行った点
<p>教室等の環境</p>	<p>&lt; 日常点検 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室の温度の記録をすること。</li> <li>・ 教室の騒音の記録をすること。</li> </ul> <p>&lt; 定期検査 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮遊粉じんの検査を実施し、記録をすること。 ⇒ 基準が変更になり、基準の 1/2 以下であれば次回から省略できるため、測定機器を購入せずに委託分析で測定するのもよい。</li> <li>・ まぶしさの検査を実施し、記録をすること。</li> </ul> <p>&lt; その他 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黒板灯の方向を十分な照度が得られるよう調整するとよい。</li> <li>・ 黒板横の棚のガラス戸が反射して、まぶしさの原因になるため改善すること。</li> </ul>
<p>飲料水の水質及び施設・設備</p>	<p>&lt; 日常点検 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水施設、設備の日常点検は、毎授業日に実施すること。</li> <li>・ 日常点検の項目に「味」を加えること。</li> <li>・ 「色」「味」の点検に使用する透明なコップを設置すること。</li> <li>・ 飲料水の遊離残留塩素濃度が下回った日については、対応を記録すること。</li> </ul> <p>&lt; 定期検査 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採水は、給水システムの末端で実施すること。</li> </ul> <p>&lt; その他 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水方法が簡易専用水道、小規模貯水槽水道などの区別を理解すること。</li> <li>・ 残留塩素を測定するセルが汚れていたため、洗浄または交換をした方がよい。</li> <li>・ 残留塩素の測定試薬の使用期限が切れていた。また、市教委から小分けして配布された学校があり、使用期限が不明であった。期限を把握しておくこと。</li> </ul>
<p>学校の清潔、備品の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネズミ、衛生害虫の日常点検は、毎授業日記録できるようにすること。</li> <li>・ 排水溝の定期点検を実施すること。</li> </ul>
<p>水泳プールの管理</p>	<p>&lt; プール日誌に関すること &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腰洗い槽の残留塩素濃度を記録し、また、排水時の残留塩素濃度を確認してから排水すること。</li> <li>・ 薬品を投入した後の残留塩素濃度の測定・記録をすること。</li> <li>・ 日常点検で施設設備の点検・記録を実施すること。</li> <li>・ プールの残留塩素濃度が 0.4ppm を下回った場合は、遊泳を中止するとともに対応を記録すること。</li> </ul>

理 科 室 の 薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物や劇物を保管している場合は、保管場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示すること。</li> <li>・理科準備室には、消火用の砂をバケツ1杯分、用意するとよい。</li> <li>・薬品管理台帳にはすべての薬品を記載すること。</li> <li>・定期的に薬品管理台帳と照らし合わせ、数量を確認すること。</li> <li>・地震に備え、薬品の転倒防止の措置を実施すること。</li> <li>・塩酸で結晶が析出しているものがあつたので、密閉するなど適切に保管すること。</li> <li>・廃棄予定の薬品は他と区別して保管し、帳簿上も明確にすること。</li> <li>・ラベルが判読できない薬品があつたため、張り替えるなど取り扱いに注意すること</li> <li>・盗難防止のため理科室準備室の欄間の施錠をしっかりとすること。</li> <li>・ペットボトルに入ったラベル表示のない薬品があつた。誤飲の恐れがあるため、飲料用の容器は使用しないこと。</li> </ul>
保 健 室 の 薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室の薬品台帳には、購入日、開封日のみならず、使用期限も記載し、期限管理をすること。</li> <li>・消毒剤や絆創膏にも使用期限があるため、定期的に在庫を確認できるとよい。</li> </ul>
給 食 の 衛 生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検食は、児童生徒が食べ始める30分前に必ず終わること。異常を発見した場合、給食を止める判断が必要になることを想定し、管理職が実施することが望ましい。</li> <li>・定期検査票は文部科学省の様式を用いること。</li> <li>・受配校であっても定期検査を実施すること。</li> <li>・定期検査は、学校薬剤師等の第三者が実施できるとよい。</li> </ul>
給 排 水 系 統 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水、排水を色分けし、また水の流れを図示できるとよい。</li> <li>・定期検査の採水場所、日常点検の水質検査の場所、外部からの給水場所、排水先の記入をしておけるとよい。</li> <li>・作成年月日を記載しておくことよい。</li> <li>・飲料水等に異常があつた場合、迅速に対応するため、職員が確認しやすい図面であることが望ましい。</li> </ul>
帳簿類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検・定期検査の考察が少なく、事後措置等、対応した内容が記載されていない学校が見受けられたため、記録は確実にいき、空欄のままとしなこと。また、できるだけ具体的に記載するとよい。</li> </ul>

表 2

＜学校独自の取組として評価できる事例＞

調査項目	評価できる活動を行っていた点
保健委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関するキャラクターを作り、児童保健委員の活動を楽しくできるように工夫していた。</li> <li>・学校薬剤師から環境衛生検査の説明を受けるなど、児童生徒が検査の意義を理解し、日ごろの活動に関心を持たせる工夫がされていた。</li> <li>・児童保健委員が毎日実施した飲料水の点検結果を保健室前に掲示し、飲用可能かどうかを広報していた。</li> <li>・生徒保健委員が自らの活動をPRした映像を作成し、環境衛生や環境美化活動の啓発に努めていた。</li> <li>・児童保健委員が、環境衛生の日常点検の結果について放送し、結果によっては注意喚起も添えていた。放送原稿は、紙1枚に必要な事項がわかりやすくまとめられており、日常点検記録としても使用できる内容であった。</li> </ul>
教室等の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスごとの教室の日常点検結果を月別集計し、傾向の把握に努めていた。</li> <li>・LED照明の設置工事をしたため、全教室の照度について臨時検査を実施し、確認していた。</li> <li>・学校保健安全委員会の取組として、学校関係者が学校医等の参加メンバーとともに校内視察を実施していた。学校の環境を知ってもらうことができ、また参加メンバーからアドバイスをいただくなど、非常に有意義であった。</li> </ul>
理科室の薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の冒頭で、今回使用する化学薬品の特性、使用方法、廃棄方法などを生徒に説明し、注意喚起していた。</li> </ul>
保健室の薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室で使用する薬品の購入時に、購入日、開封日、使用期限を記載したラベルシールを張り付けて管理していた。</li> </ul>
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロアの平面図だけでなく、立面図も作成し校内の水の流れをわかりやすく図示していた。</li> </ul>
帳簿類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期検査記録など、学校環境衛生検査にかかる帳簿類を学校薬剤師が点検し、事後措置や考察、助言等を記載していた。</li> </ul>